

第3号議案

専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

次の事件は、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、その承認を求める。

専決第1号 石巻地方広域水道企業団水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

令和6年7月3日提出

石巻地方広域水道企業団企業長 齋藤正美

令和6年7月3日議決

専決第1号

石巻地方広域水道企業団水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
石巻地方広域水道企業団水道事業の設置等に関する条例（昭和55年石広水条例第1号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月12日専決

石巻地方広域水道企業団企業長 齋 藤 正 美